



島根県報

平成26年3月28日（金）

号外第43号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（障がい福祉課）	2
島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	（ " ）	5

公布された条例等のあらまし

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第40号）

1 規則の概要

- (1) 知事は、精神障害者を入院させるときは、当該精神障害者を入院させる精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）の管理者にその旨を通知することとした。（第6条関係）
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行により、精神障害者に治療を受けさせ、及び財産上の利益を保護する等の義務を保護者に課している仕組みが廃止されることに伴い、関係する手続を廃止することとした。（第6条・第7条・第10条関係）
- (3) (2)に伴う様式の整備（様式第1号・様式第3号関係）
- (4) その他規定及び様式の整理

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第41号）

1 規則の概要

島根県ひとにやさしいまちづくり条例の規定により知事に提出することとされている書類の経由についての規定及び様式の整備（第12条・様式第1号・様式第4号・様式第5号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第40号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年島根県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「入院させた」を「入院させる」に、「様式第3号による入院措置通知書を当該精神障害者の保護者に交付する」を「当該精神障害者を入院させる精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）の管理者に通知する」に改め、同条第2項を削る。

第7条中「及び当該措置入院者の保護者」を削る。

第9条及び第10条を次のように改める。

第9条及び第10条 削除

第12条第1項中「様式第8号」を「様式第3号」に改め、同条第2項を削る。

第15条第3項中「様式第9号」を「様式第6号」に改める。

様式第1号中

	病 名		現 在 の 費用負担 区 分	
--	-----	--	----------------------	--

保 護 者	住 所			
	氏 名		患者との 続 柄	
症 状 の 概 要	入院当時の症状			
	現在の症状			

を

」

「

	病 名		現 在 の 費 用 負 担 区 分	
症 状 の 概 要	入院当時の症状			
	現在の症状			

に

」

改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 (第12条関係)

年 月 日

島根県知事 様

病院名

管理者名

㊦

措置入院者仮退院許可申請書

下記のとおり仮退院させたいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の規定により申請します。

措置入院者	氏名		生年 月日		性別	男・女
	帰住所			入院 年月日		
病名				転 帰		
精神病床の 利用状況	許可病床		床	入院患者	名	
仮退院理由						
仮退院期間	年 月 日から 年 月 日まで					
仮退院期間中の 治療計画						
症状の概要						
予後の見通し						
指導方針						

第 号	第 号	
担当印	担当印	

」

「

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
担当印	

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。